

大分大学特別聴講学生規程

平成18年5月17日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）第52条第2項及び大分大学大学院学則（平成16年規則第9号。以下「大学院学則」という。）第46条第2項の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定める。

(受入許可)

第2条 特別聴講学生の受入れは、他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。以下「他大学等」という。）からの依頼に基づき、学部長又は研究科長が当該他大学等と協議の上、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、学長が許可する。

(受入時期)

第3条 特別聴講学生の受入れの時期は、学年又は学期の始めとする。

(履修制限)

第4条 授業科目によっては、特別聴講学生の履修を許可しないことがある。

(単位の授与)

第5条 履修した授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

2 学長は、前項の規定により単位を授与された者から申出があったときは、学業成績証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第6条 特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法は、大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第91号）に定めるところによる。

(実験、実習等の経費)

第7条 特別聴講学生は、実験、実習等に要する経費を必要とする場合、その経費を負担しなければならない。

(受入許可の取消し)

第8条 特別聴講学生として適当でないと認められる者は、当該学生の受入れを依頼した他大学等の長と協議の上、学長が受入れの許可を取り消すことができる。

2 学長は、前項の受入許可の取消しを行おうとするときは、あらかじめ教授会等の意見を聴くものとする。

(特別聴講学生証)

第9条 特別聴講学生には、特別聴講学生証を交付する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学則又は大学院学則その他学生に関する規定を準用する。

附 則（平成18年規程第80号）

この規程は、平成18年5月17日から施行する。

附 則（平成21年規程第30号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。